

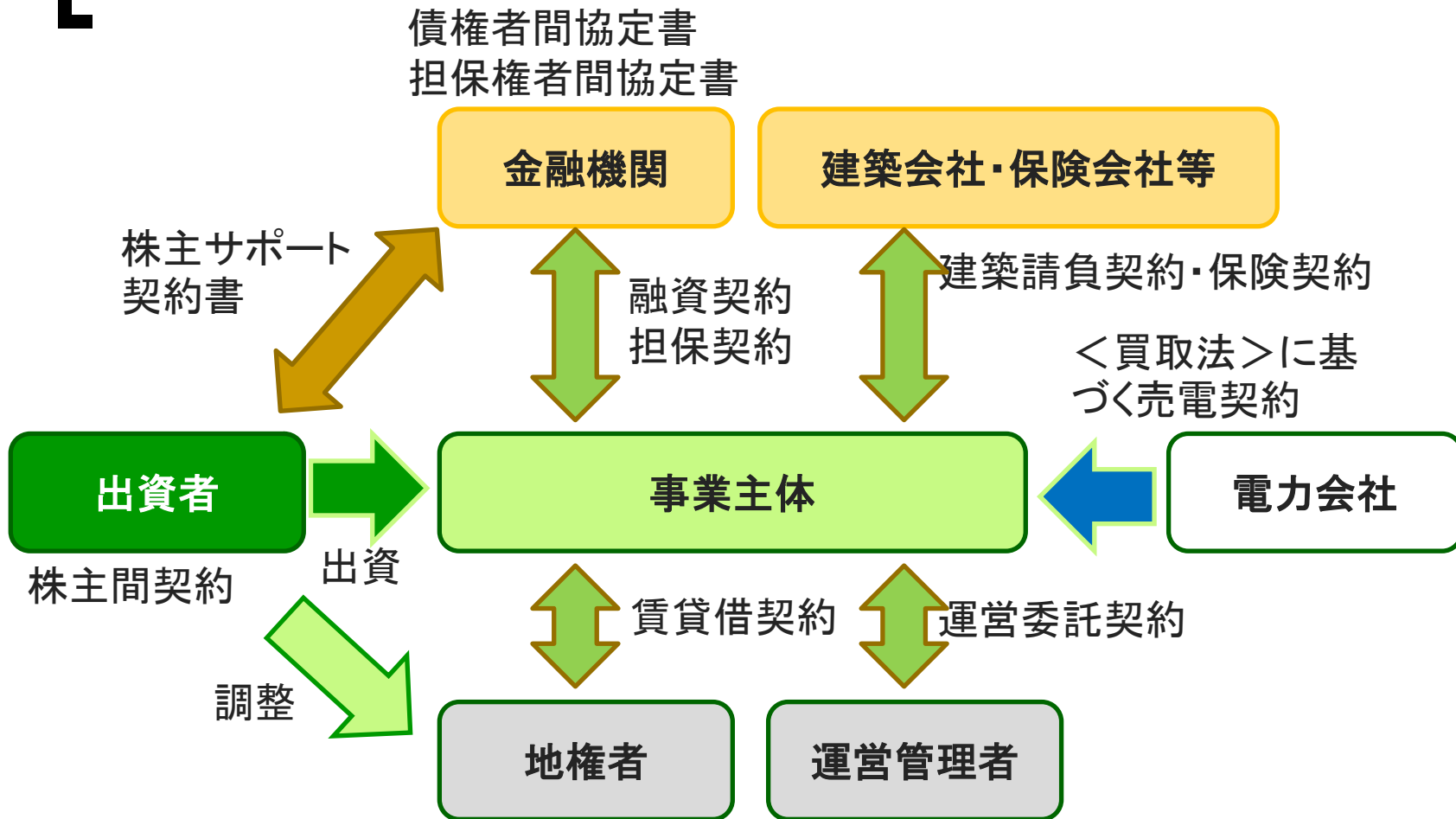


再生エネルギー事業における ファイナンス

NPO法人

再エネ事業を支援する法律実務の会

プロジェクトファイナンスのスキーム



プロジェクトファイナンスに必要な契約書

- 電力需給契約書(電力会社と事業者)
- 業務委託契約書(業務受託業者と事業者)
- 金銭消費貸借契約(銀行と事業者)
- 担保関連契約書(銀行と担保提供者)
- 株主サポート契約書(銀行と事業者の株主)
- 債権者間協定書(債権者が複数になる場合)
- その他契約書
 - 担保権者間協定書(担保権者が複数になる場合)
 - 株主間契約書
 - 保険契約
 - 賃貸借契約
 - 工事請負契約書

なぜこれほど契約書が多いのか？

コーポレートファイナンス

- 現在運営中の会社の全キャッシュフローから返済を受ける(予測可能性あり)
- 融資を受ける会社の資産が担保となる(他資産の見込み)

プロジェクトファイナンス

- 将来始まる融資対象事業のキャッシュフローのみから返済を受ける(予測可能性低い)
- 担保は融資対象事業に関連する資産のみ(他資産見込めず)

現在の会社の状況に基づき融資判断が可能。担保についても他資産が見込める。

融資対象事業の将来性のみに基づき融資判断。未だ始まっていない事業のため、銀行のリスクも大きい。失敗した場合に備え、事業に関連するあらゆる資産を担保にとり、細かいことまで決めておく必要性が高い。

電力需給契約

契約内容：電力会社と事業者との間で締結される電力に関する売買契約。

規定内容

- 電力料金単価および支払い方法
- 受給電力の内容
- 系列不安定時の解列規定と補償条項
- 設備故障等により事業者が電気を供給できない場合の解約条項、供給保証条項、損害賠償責任の規定
- 他の再エネ事業者に起因する接続拒否およびその際の補償内容
- 契約解除条項およびその際の補償内容
- その他、電力需給を中止できる場合等買取法の規定を実質的に無効化するような規定の有無

買取法施行に伴い、契約内容にどのような変化が生じるか要注目。不利な契約条項を押し付けられると事業がリスク増大する。

業務委託契約（O&M契約）

契約内容：プロジェクトファイナンスにおいて多くの場合、事業者は実際に運営しないことから、事業者との実際に事業を運営する受託会社との間の契約。

規定内容

- 受託業務内容
- 融資期間と契約期間（長期にわたる契約が望ましい）
- 報酬及び諸費用の負担・支払い方法
- 契約解除事由と解除の際の業務の取り扱い
- 受託業務に起因し電力供給に支障が生じた場合の補償

円滑な日常業務の遂行は安定した事業の最低条件

金銭消費貸借契約（ローン契約）

契約内容：金融機関と事業者との間の貸付契約。

規定内容

- 金額・利率・返済条件・資金使途
- 期限前弁済における手続き
- 期限の利益喪失事項
- 保証の有無・契約内容
- 借入人の詳細な表明・保証、作為義務・不作為義務
- エージェントの有無・エージェントの権限・辞任の際の手続き
- 配当の決定・承認が必要か
- 借入人の損害賠償責任
- 口座管理の方法・資金管理ルール

実際の契約内容は様々なことが詳細且つ複雑に規定されており、専門家のチェックがなければ危険。

担保関連契約(抵当権・質権・債権質・動産譲渡担保・集合債権譲渡担保等)

契約内容: 金融機関と担保を提供する者(多くは事業者)との間の担保権設定契約。

規定内容

- 担保権の種類・担保の設定
- 担保対象物の特定
- 担保設定者の表明・保証・作為義務・不作為義務
- 担保実行手続き
- 担保権者の地位譲渡予約・承諾



金融機関はプロジェクト関連のすべての資産に担保権を設定することを望んでいる。内容に複雑さはないが、大量の担保契約書が発生するため、専門家のチェックが必須。

株主サポート契約・スポンサーサポート契約 (株主と金融機関との間の協定書)

契約内容：株主と金融機関との利害関係調整のための契約。

規定内容

- 出資義務の履行及び出資保持義務
- 劣後貸付拋出義務
- 株主の表明及び保証・株主の誓約事項
- 株主の損害賠償義務・賠償額の予定



株主の立場からは、実質的な保証となっていないか、負担が過大ではないかという点に注意が必要。

債権者間協定書

契約内容: 貸付人が複数存在する場合の金融機関における利害関係調整のための契約。

規定内容

- 債権者間の優先順位
- エージェントが受領した弁済金の具体的配分方法
- 優先順位に反した弁済がなされた場合の手当
- 各債権者の表明・保証事項
- 担保権の取り扱い
- 債権譲渡制限
- 債権者間の意思の統一が必要な場合の手続き

債権者が複数存在する場合、あらかじめ返済を受領する優先順位等を定めておく。

その他契約

- 担保権者間協定書(担保権者が複数になる場合)
- 株主間契約書
- 保険契約
- 賃貸借契約
- 工事請負契約書



それぞれプロジェクトファイナンスにおける特殊性を有する